

# 新型コロナウイルス感染症への 緊急的な対策に関する決議

国は、新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年4月16日に「緊急事態宣言」の対象地域を全国に広げたところであるが、依然として感染拡大が続いており、事態の終息が見えないことから、国民の不安は増大している。

国民は不要不急の外出の自粛、休業、テレワーク、学校の臨時休業などに協力し、感染拡大の防止に努めているところであるが、様々な活動の自粛等に伴って、とりわけ中小企業・小規模事業者、観光業従事者や農林漁業者が厳しい環境にさらされるなど、日本経済全体にわたって暗雲が立ち込め、このままでは、これまでにない危機的状況に陥ることとなる。

国は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定したところであり、また、大型連休が感染拡大防止の山場となる。

このため、引き続き地方公共団体と連携・協力し、感染拡大防止、感染者数の増大に対応した医療提供体制の強化及び雇用の維持や事業の継続に対する支援など各種対策をより一層のスピード感をもって実行する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

## 1 医療提供体制の強化等

(1) PCR検査が必要であると医師に判断された方々が、検査を確実に受けることができるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・確保や検査機器の導入に対する支援、簡易検査キットの早期開発・実用化、実用化の目処が立っている検査機器や試薬に係る速やかな薬事承認や保険適用などを早急に実現するとともに、IgMやIgG抗体検査法を早期に導入するなど、検査体制の効率化・強化を国の責任のもと速やかに図ること。

(2) 感染者数の増大への対応に加えて、院内感染防止のため、重症者のための病床の確保、一般医療機関における感染症患者の外来・入院受

入れの拡大、医療現場等の感染防御等に必要な医療用マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、人工呼吸器等の医療物資の確保、医療機関への配布、オンライン診療・電話診療の活用促進など、医療提供体制の強化を図ること。

なお、学校・社会福祉施設等へのマスク、消毒液等の供給体制を強化すること。

- (3) 患者数の大幅な増加に対応するため、看護師の復職への支援や医療従事者の派遣など医療提供体制の整備に向けた技術的、人的な支援を行うとともに、過酷な状況で疲弊している入院医療機関や介護施設などの現場を懸命に支えている職員の手当の増額など処遇改善のための地方公共団体の取組に対し財政支援を行うこと。

また今後、検査の増加が見込まれることから、検査業務職員等に対しても同様の支援を講ずること。

- (4) 軽症者や無症状者を受け入れる宿泊施設及び同施設における医療従事者の確保などに対する支援を充実すること。

- (5) 感染拡大を防止する上で最も重要な治療薬及びワクチンの開発に国主導のもと全力で取り組み、一刻も早い実用化と普及を図ること。また、アビガン等の治療薬については、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることについて、国民への周知を図ること。

## 2 緊急経済対策の速やかな実施

- (1) 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かな感染症対策を円滑に実施することができるよう、十分な財政的支援を講ずること。

特に、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したこと等を踏まえ、補正予算に計上されている予備費の活用を含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を大幅に増額すること。

なお、これらの交付金の迅速な交付、手続の簡素化、柔軟な運用を図ること。

- (2) 「持続化給付金」について、売上げ要件などの支給要件の緩和を図るとともに、速やかに事業者にも周知徹底し、手続の簡素化を行うなど、支援を充実すること。更に、「特別定額給付金（仮称）」を早期に支給できるよう、早急に対策を講ずること。
- (3) 雇用形態や職種を問わず、あらゆる労働者の雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の上限額の引上げ、手続の簡素化を行うなど、支援を充実すること。
- (4) 経済活動の急速な縮小により甚大な影響を受けている観光関連産業、製造業等あらゆる分野の事業者、フリーランスを含む個人事業主が事業を継続することができるよう、融資や返済猶予等の資金繰り対策、税負担の軽減、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置の適用、飲食店等のテナント賃料の支払い猶予のための支援などを充実すること。
- (5) 生活福祉資金貸付制度について、貸付上限額の拡大、据置期間及び受付期間の延長など、更に使いやすい制度となるよう、支援を充実すること。
- (6) 今後、事態が長期化、悪化した場合には、状況に応じ、必要な追加の補正予算も検討するなど、躊躇なく更なる経済・雇用対策等を実施すること。

### 3 感染拡大防止の協力要請等

- (1) 大型連休中における都道府県境を越えた人の移動を極力抑制するため、あらゆる対策を講ずること。
- (2) 知事が感染を防止するために行う協力要請について、その対象となる行為、施設等の範囲及び財政支援のあり方についての国の方針を個別具体的に明確にするとともに、国においても必要な協力を行うこと。  
また、外出自粛の要請により飲食店を始めとする事業者に多大な影響が生じていることから、緊急事態宣言の趣旨を徹底する観点からも、国の責任において事業者に対する損失補償を行うこと。

#### 4 緊急事態措置による国民への影響の対策等

- (1) 外出自粛等により増大している国民の不安を解消するとともに、感染拡大防止の取組の徹底に向けた国民の行動変容を促すため、分かりやすく、統一かつ正確な情報発信を行うこと。
- (2) 自宅で過ごす時間の増大に伴うDVの発生増加等に対して適切に対応すること。
- (3) 子育て世帯については、子供の学習機会の差が生じないように配慮するとともに、ICTを活用した学習支援が行えるような環境整備、保護者の負担軽減のための支援、児童虐待や育児放棄への対策などを十分に講ずること。
- (4) テレワーク導入のための事業者の設備投資や環境整備などの支援を充実すること。
- (5) 感染者やその家族、医療従事者等に対するいわれなき偏見や差別が生じることのないよう、国民に対し正確な情報提供等を行うこと。  
また、風評被害対策に万全を期すこと。
- (6) 緊急事態宣言について、5月7日以降の対策を早急に明らかにするとともに、緊急事態宣言の期間が延長される場合には、臨時交付金の増額や追加の補正予算についても検討するなど、地方公共団体への更なる財政的支援を講ずること。

以上、決議する。

令和2年4月28日

**全国都道府県議会議長会**